

第63回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告

企業集団の主要な事業セグメント
企業集団の主要拠点等
企業集団の従業員の状況
主要な借入先の状況
会社の新株予約権等に関する事項
責任限定契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

計算書類

連結注記表
貸借対照表
損益計算書
個別注記表

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社 ルックホールディングス

企業集団の現況に関する事項

- (1) 企業集団の主要な事業セグメント (2024年12月31日現在)
- 当社グループは、アパレル関連事業（婦人服等の輸入及び企画・製造・販売）を主な事業内容とし、さらに生産及びOEM事業、物流事業を行っております。
- アパレル関連事業については、日本、韓国、欧州、その他海外（米国）の地域で事業活動を展開しております。

(2) 企業集団の主要拠点等 (2024年12月31日現在)

区 分	会 社 名	名 称	所 在 地
当 社	株式会社ルックホールディングス	本 社	東京都 港区
子会社	株 式 会 社 ル ッ ク	本 社	東京都 港区
		支 店	大阪府 大阪市
	A. P. C. J a p a n 株式会社	本 社	東京都 港区
	株 式 会 社 ル ッ ク モ ー ド	本 社	東京都 港区
	株式会社エル・ロジスティクス	本 社	千葉県 船橋市
	株式会社アイディールック	本 社	韓国 ソウル市
	株式会社アイディージョイ	本 社	韓国 ソウル市
	I l B i s o n t e S. p. A.	本 社	イタリア フィレンツェ

(3) 企業集団の従業員の状況（2024年12月31日現在）

区 分	従 業 員 数（前期末比増減）	
アパレル関連事業	名	
日本	466	(29名減)
韓国	187	(9名減)
欧州	111	(10名減)
その他海外	3	(増減なし)
アパレル関連事業計	767	(48名減)
生産及びOEM事業	23	(3名減)
物流事業	83	(6名減)
全社（共通）	66	(3名減)
合 計	939	(60名減)

(注) 1. 上記常用従業員以外に臨時従業員を、年間平均442名雇用しております。

2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数です。(当社からの出向者を除き、受入出向者を含みます。)

(4) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,646 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,312

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

取締役 井上和則および同 秋葉絢子、監査役 宇野澤博文、同 水野信之、同 服部滋多および同 森居達郎の6氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社のすべての取締役、監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。被保険者が当社および当社子会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為等に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	41百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、株式会社アイディールック、株式会社アイディージョイおよびIl Bisonte S.p.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に重大な法令違反、監査品質の著しい低下等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当して解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分等の内容の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月
(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月
(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、以下のとおり取締役会において決議しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、企業統治の更なる強化を図るため、実効性のある内部統制システムの構築と、法令遵守の体制の確立に努めております。
 - ・代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程を定め、当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めております。
 - ・取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。
 - ・コンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループ役員および従業員が法令、社内規則および社会通念を遵守した行動をとるよう推進しております。
 - ・当社グループ横断的なホットライン（内部通報制度）を整備し、社内外に通報窓口を設け、情報の確保に努めます。報告、通報を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録しております。
 - ・その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・危機管理の管理体制として、危機管理規程を定め当社グループの個々のリスクに対し管理責任者を決定し、同規程に則った管理体制を構築しております。
 - ・リスクを未然に防ぐため、代表取締役より任命された取締役を委員長とする危機管理委員会を設置し、適宜開催し情報収集を行い、リスク発生のおそれのある事項については対応策の策定に努めております。
 - ・不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害および被害の拡大を最小限に止めるとともに、再発防止に努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また、取締役（社外取締役を除く）で構成される経営会議では、当社グループの重要な事業戦略、方針について協議決定を行っております。

- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細を定めております。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の役職員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正を監視し、当社の取締役会に報告できる体制としています。
 - ・グループ会社間で定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めてまいります。
 - ・内部監査室は、適時グループ会社の業務遂行等の監査を実施いたします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - ・指名された使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有するものとします。
 - ・監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとします。
 - ・当社ならびに子会社の取締役および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは当社グループに重大な損害を与えうる事実を発見した場合は直ちに監査役に報告することとします。また、コンプライアンス委員会および危機管理委員会は、当社グループ内で受けた報告事項を監査役に報告することとします。
 - ・監査役への報告ならびに両委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会および当社グループの重要な会議に出席し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとしております。
 - ・監査役は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

- ・監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、職務執行の意思決定を監督しております。原則月1回、全13回開催され、経営会議については、必要に応じて適宜開催されました。
- ② 監査役は、取締役会に加え当社グループの重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、会計監査人・内部監査室から定期的に報告を受け、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 行動規範としてのコンプライアンスマニュアルをグループ全従業員に配布し、コンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、ホットラインへの対応、コンプライアンスの向上に努めております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を十分に理解せず、当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模な株式の買付行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、2023年2月14日開催の当社取締役会において、2023年3月29日開催の第61回定時株主総会におけるご承認を効力発生の条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を更新することを決議し、同株主総会においてご承認をいただきました(以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。)

①本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、上記(1)に記載した基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するため、当社株式の大量買付等が行われる場合に、不適切な買付等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止する為の枠組みが必要であると考え、当社株式の大量買付等を行いまたは行おうとする者に対して、当該買付等を行いまたは行おうとする者が実施しようとする大量買付等に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討、買付者との交渉に必要な期間の確保を求めるための合理的な枠組みとして、本プランを更新いたしました。

②本プランの概要

本プランは当社の株券等の20%以上となる買付またはこれに類似する行為がなされる場合を適用対象とし、かかる大規模買付等を自ら単独でもしくは他の者と共同ないし協調して行い、または行おうとする者は、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要な情報の提供など、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付等である場合等で、本プランに定める要件を満たす場合には、当社は対抗措置を発動します。対抗措置としては、原則として、買付者等は行使することができない等の差別的条件が付された新株予約権の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、判断の客観性・公正性を担保するため、本プランに基づき対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、当社の社外取締役等であって、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動に関する株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、当社取締役会がその善管注意義務に照らし本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様にご判断していただくべきと判断する場合には、株主意思確認総

会を招集し、その決議の結果に従います。

本プランの有効期間は、2023年3月29日開催の第61回定時株主総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの内容については、第61回定時株主総会招集ご通知に記載しており、同通知については、当社のウェブサイト<https://www.look-holdings.jp/irinfo/kabushiki/meeting/>をご参照ください。

- (3) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものであること、第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て更新されたものであるなど株主意思を重視するものであること、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外取締役等により構成される独立委員会を設置していること、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること等から、当社取締役会は、上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は(株)ルック、A.P.C.Japan(株)、(株)ルックモード、(株)エル・ロジスティクス、Il Bisonte S.p.A.、Il Bisonte USA Inc.、Il Bisonte France S.a.r.l.、(株)アイディールック、(株)アイディージョイの9社であります。

非連結子会社は(株)ラボ・オープンで、その総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）および利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等に比して僅少であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社および関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社1社の当期純損益（持分相当額）および利益剰余金（持分相当額）等は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法であります。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）であります。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ 棚卸資産

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したもの

主に旧定率法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したもの

主に定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており、マーケティング関連資産については、経済的耐用年数（30年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主に一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

連結子会社2社は、役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額から年金資産を控除した額を計上しております。

④ 株式給付引当金

従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの内、商品の購入に基づくもの以外のものについて、その利用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 商品及び製品の販売に係る収益認識

当社グループは主に衣料品、雑貨等を以下の業態において販売しており、通常以下の時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

ア. 店頭販売

店頭販売は顧客へ商品及び製品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

イ. 卸売販売及びオンライン販売

卸売販売及びオンライン販売は顧客へ商品及び製品を引渡した時点で履行義務が充足されるものの、商品及び製品の出荷時点と重要な差異はないため、当該商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

② カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る収益認識

販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムによる物品の販売については、付与したポイントのうち、履行義務として識別されるものについては、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。これにより付与したポイントについて契約負債を認識し、収益から控除しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ウ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。

⑤ ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ウ. ヘッジ方針

為替予約取引については、権限規程等を定めた社内管理規程に基づいて、基本的には外貨建取引の約定高の範囲内で行い、投機的な取引は行わない方針であります。

エ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジの有効性の判定については、ヘッジ手段とヘッジ対象の経過期間に係るキャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法を採用しております。

なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計

処理並びに開示を行っております。

⑦ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債償還期間（５年間）にわたり定額法により償却しております。

4. 会計上の見積りに関する事項

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 13,250百万円

仕掛品 1,134百万円

原材料及び貯蔵品 541百万円

（注）棚卸資産評価損の金額 7,648百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、商品等を季節ごとに区分した「季節商品」と、季節に左右されにくい雑貨類を中心とした「定番商品」に区分して、ブランド別に棚卸資産の評価を行っております。

「季節商品」は、シーズン終了後未販売の商品等をアウトレット又はセールにより値引販売を行うこととなる一方、「定番商品」は、複数シーズンにわたって継続的に仕入を行い、値引せずに販売されるという特性があります。

そのため、「季節商品」は、シーズン終了後未販売の全ての商品等を対象に値引販売を考慮した正味売却価額まで帳簿価額の切下げを行っております。

一方、「定番商品」については、今後も値引せずに販売できるかについての不確実性が存在するため、一定の評価ルールに基づき、将来の値引や販売せずに処分する可能性に備えて、過去の販売数量が一定数量に満たない等、特定の条件に該当するものに対して、正味売却価額まで帳簿価額の切下げを行っております。

商品等のうち、「定番商品」は6,482百万円で、その大半は連結子会社である株式会社ルックで計上されております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があるため、見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品及び製品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額） 3,190百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、通算グループ会社の収益力に基づく一時差異等加減算前の課税所得

を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができると思われる金額を繰延税金資産として計上しております。

このうち、通算グループ会社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得及びその発生時期の見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

<連結貸借対照表に関する注記>

有形固定資産の減価償却累計額 7,163百万円

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失の内容

場所	用途	種類
神奈川県横浜市、他	事業用資産	建物及び構築物、 工具、器具及び備品

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。また、本社等の全社資産につきましては共用資産としてグルーピングしております。事業用資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額67百万円（建物及び構築物34百万円、工具、器具及び備品32百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 7,772,113株

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	619百万円	80円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(注) 配当金の総額619百万円には、以下に対する配当金支払額を含んでおります。

- ・ ルックホールディングス従業員持株会専用信託口：7百万円
- ・ 株式会社日本カストディ銀行信託口（J-ESOP）：20百万円

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	776百万円	100円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 配当金の総額776百万円には、以下に対する配当金支払額を含んでおります。

- ・ ルックホールディングス従業員持株会専用信託口：7百万円
- ・ 株式会社日本カストディ銀行信託口（J-ESOP）：25百万円

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金の一部を銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に賃借物件に係る預託であり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、一部外貨建ての営業債務は為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約によるヘッジを行っております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ⑤ ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとの期日管理および残高管理を行い、主な取引先の信用状況を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債務に対する先物為替予約を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については権限規程等を定めた社内管理規程に基づいて経理部が実行、管理し、定期的に取締役会で取引状況を報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注) 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,029	6,029	－
満期保有目的の債券	1	1	△0
資産計	6,031	6,031	△0
社債	1,500	1,435	△64
長期借入金(*2)	9,302	9,263	△39
負債計	10,802	10,699	△103
デリバティブ取引(*3)	35	35	－

(*1)現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金については現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、また、重要性が乏しいものについては記載を省略しております。

(*2)1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (※)	156

※ 上記については、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価

を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	6,029	—	—	6,029
デリバティブ取引 通貨関連	—	35	—	35

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	1	—	1
社債	—	1,435	—	1,435
長期借入金	—	9,263	—	9,263

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。また、満期保有目的の債券は国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連取引（為替予約）の時価は、金融機関等より提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

＜収益認識に関する注記＞

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

				売上高（百万円）
顧客との契約から 生じる収益	アパレル関連事業	日本	小売	17,649
			卸売	2,015
			E C	4,580
			計	24,245
		海外	韓国	28,333
			欧州	958
			その他海外	410
			計	29,702
		計		53,947
		生産及びOEM事業		
物流事業			63	
計			54,739	
その他の収益				－
外部顧客への売上高				54,739

（注）1. アパレル関連事業 - 日本の「小売」は、主にE Cを除く店舗（百貨店、直営店、フランチャイズ店など）における売上高になります。

2. 売上高の数値は連結消去後のものになります。

2.収益を理解するための基礎となる情報

「＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞ 3. 会計方針に関する事項 （4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,150
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,961
契約負債（期首残高）	93
契約負債（期末残高）	101

契約負債は、主に、アパレル関連事業において、カスタマー・ロイヤリティー・プログラムに基づき、商品及び製品の販売時に付与したポイントに関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

<従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記>

（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

（1）取引の概要

本プランは、「ルックホールディングス従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ルックホールディングス従業員持株会専用信託」（以下「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、6年4ヶ月の期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、

純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度106百万円、77千株であります。

- (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
当連結会計年度31百万円

(従業員向け株式給付信託 (J-ESOP))

当社は、当社の株価や業績と当社および当社グループの従業員（以下「従業員」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度492百万円、251千株であります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額 5,083円79銭
2. 1株当たり当期純利益 259円79銭

(注) 当社は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」および「従業員向け株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

期末の当該自己株式の数：77,900株 期中平均の当該自己株式の数：89,368株

(従業員向け株式給付信託 (J-ESOP))

期末の当該自己株式の数：251,500株 期中平均の当該自己株式の数：252,853株

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,038	流 動 負 債	1,156
現 金 及 び 預 金	1,405	1年内返済予定の長期借入金	800
短 期 貸 付 金	319	リ ー ス 債 務	72
そ の 他	313	未 払 金	49
固 定 資 産	26,915	未 払 費 用	153
有 形 固 定 資 産	266	未 払 法 人 税 等	18
建 物	211	未 払 消 費 税 等	20
工 具 器 具 備 品	17	預 り 金	22
リ ー ス 資 産	37	賞 与 引 当 金	15
無 形 固 定 資 産	105	そ の 他	5
投資その他の資産	26,543	固 定 負 債	9,830
投 資 有 価 証 券	5,851	社 債	1,500
関 係 会 社 株 式	18,306	長 期 借 入 金	7,031
長 期 貸 付 金	1,111	繰 延 税 金 負 債	1,041
敷 金	629	退 職 給 付 引 当 金	5
長 期 差 入 保 証 金	9	株 式 給 付 引 当 金	33
そ の 他	634	リ ー ス 債 務	39
繰 延 資 産	25	資 産 除 去 債 務	73
社 債 発 行 費	25	そ の 他	107
資 産 合 計	28,980	負 債 合 計	10,987
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	15,416
		資 本 金	6,447
		資 本 剰 余 金	1,738
		資 本 準 備 金	1,737
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	7,845
		利 益 準 備 金	8
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,836
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,836
		自 己 株 式	△614
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,576
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,576
		純 資 産 合 計	17,992
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,980

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目								金 額	
営 業 収 益 営 業 費 用 営 業 利 益 営 業 外 収 益 受 取 利 息 及 び 配 当 金 受 取 賃 貸 料 為 替 差 益 そ の 他 営 業 外 費 用 支 払 利 息 賃 貸 収 入 原 価 そ の 他 経 常 利 益 特 別 利 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 そ の 他 特 別 損 失 退 職 特 別 加 算 金 税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益								2,289	
								1,676	
								612	
								137	544
								396	
								1	
								9	
								70	507
								396	
								40	
								649	
								69	71
								1	
								15	15
							705		
							△67	27	
							95		
							677		

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法であります。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。

(2) デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したもの

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞 与 引 当 金 ……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (2) 退 職 給 付 引 当 金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (3) 株 式 給 付 引 当 金 ……従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料、業務受託料及び受取配当金となります。
経営管理料及び業務受託料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、支払を受けた日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債償還期間（5年間）にわたり定額法により償却しております。

6. 会計上の見積りに関する事項

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額） 1,041百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する事項（2）繰延税金資産の回収可能性」と同一内容であるため、記載を省略しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する短期金銭債権	434百万円
2. 関係会社に対する長期金銭債権	1,107百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	5百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額	296百万円
5. 保証債務	
(株)ルック	858百万円
A.P.C.Japan(株)	400百万円
(株)ルックモード	410百万円
金融機関からの借入金および商品売買取引ならびに賃貸借契約取引 に対する保証債務であります。	

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業収益	2,289百万円
営業取引以外の取引高	405百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	341,278株
------	----------

(注) 普通株式の自己株式の株式数には以下の信託口が保有する当社株式が含まれております。

- ・ ルックホールディングス従業員持株会専用信託口 : 77,900株
- ・ 株式会社日本カストディ銀行信託口 (J-ESOP) : 251,500株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	125百万円
関係会社株式評価損	341
分割に伴う子会社株式	287
その他	138
繰延税金資産小計	892
評価性引当額	△625
繰延税金負債との相殺	△267
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,137百万円
資産除去債務固定資産	△7
前払年金資産	△163
繰延税金負債小計	△1,308
繰延税金資産との相殺	267
繰延税金負債合計	△1,041
繰延税金負債の純額	△1,041

＜関連当事者との取引に関する注記＞

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ルック	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料	526	－	－
				業務受託料	770	－	－
				賃貸借料	287	－	－
				資金の貸付	－	短期貸付金	300
				資金の回収	－	長期貸付金	1,000
				グループ通算 制度による 通算税効果額	25	未収入金	25
				受取利息	13	－	－
子会社	A.P.C.Japan(株)	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	債務保証	858	－	－
				経営管理料	81	－	－
				業務受託料	132	－	－
				賃貸借料	41	－	－
				グループ通算 制度による 通算税効果額	56	未収入金	56
				債務保証	400	－	－
子会社	(株)ルックモード	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料	7	－	－
				業務受託料	36	－	－
				賃貸借料	51	－	－
				グループ通算 制度による 通算税効果額	3	未収入金	3
				債務保証	410	－	－
				経営管理料	4	－	－
子会社	(株)エル・ロジス ティクス	直接 100.0%	経営管理及び 一般業務受託 資金の貸付 役員の兼任	業務受託料	36	－	－
				賃貸借料	8	－	－
				資金の貸付	－	短期貸付金	15
				資金の回収	－	長期貸付金	100
				グループ通算 制度による 通算税効果額	2	未払金	2
				受取利息	1	－	－
				資金の回収	－	長期貸付金	7
子会社	(株)ラボ・オーフ ナト	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	受取利息	0	－	－
				グループ通算 制度による 通算税効果額	0	未払金	0

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 経営管理料、業務受託料については、当社の運営費用および業務内容を勘案し決定しております。
2. 賃貸借料については、市場価格等を勘案し、一般の取引条件と同様の基準により算定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 金融機関からの借入金および商品売買取引契約ならびに賃貸借契約取引に対して債務保証を行っております。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。
6. 期末残高には消費税等を含めております。

<収益認識に関する注記>

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 2,421円36銭
2. 1株当たり当期純利益 91円46銭

(注) 当社は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」および「従業員向け株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

期末の当該自己株式の数：77,900株 期中平均の当該自己株式の数：89,368株

(従業員向け株式給付信託(J-ESOP))

期末の当該自己株式の数：251,500株 期中平均の当該自己株式の数：252,853株

<その他の注記>

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記)

連結注記表と同一であります。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。